

# 企画競争実施の公示

平成30年 8月10日

近畿地方整備局京都国道事務所長

田中 哲也

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

(1) 業務名 京都国道事務所ホームページ更新業務

(2) 業務内容 本業務は、京都国道事務所のホームページにおいて、利便性の向上を図るとともに、事務所の取り組みをわかりやすく紹介できるように更新を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・計画準備	1式
・構成検討・デザイン作成	1式
・コンテンツ作成	1式
・プログラム構築	1式
・操作マニュアル、運用マニュアル作成	1式
・報告書作成	1式

(3) 履行期限 平成31年 2月28日

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA・B・C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格が有ることを確認できる資格審査結果通知書の写しを添付すること。また、近畿地方整備局管内（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県）に本店、支店または営業所があること。

(3) 企画提案書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 同種又は類似業務の実績

1) 企画提案書を提出する者（企業）は、平成25年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される同種又は類似業務の実績を1件以上有すること。

同種業務：民間企業が運営するホームページの企画作成を行った400万円以上の業務

類似業務：国、都道府県、政令市等が運営するホームページの企画作成を行った400万円以上の業務

- 2) 配置予定主任技術者は、平成25年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される同種又は類似業務の実績を1件以上有すること。

同種業務：民間企業が運営するホームページの企画作成を行った400万円以上の業務

類似業務：国、都道府県、政令市等が運営するホームページの企画作成を行った400万円以上の業務

- (5) 京都国道事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。  
(6) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。  
(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3. 手続等

- (1) 担当部局

〒600-8234 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808

近畿地方整備局京都国道事務所 経理課 契約係

電話075-351-3300 FAX075-353-7079

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年8月10日から平成30年8月31日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成30年8月31日16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。  
(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。  
(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。  
(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。